

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件でおこなっており、取締役会にて関連当事者取引の内容を決議し、決済権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理をしております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引を行う場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、当社取締役会での承認により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

以 上